

現在位置 : [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

令和2年3月4日
(最終更新: 令和5年4月25日)
財務省税關局

【重要なお知らせ】

令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」に基づき、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、基本的対処方針等が廃止となります。

令和5年5月8日以降、これまで税關局・税關において新型コロナウイルス感染症対策として対応を行ってきた以下の輸出入通関手続等については、通常の取扱いとなりますのでご留意ください。

税關局・税關は、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入通關手續等について、以下のような対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税關官署にご相談ください。

1. 救援物資等に関連する税關手續

新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資やライフラインを確保するための物資など緊急に通關を行う必要のある物品の輸出入通關については、優先して通關を行うこととしています。

輸入される貨物が無償で提供されることを確認できる場合には、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。同対策に係る救援物資等の輸入申告に当たっては、その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出について簡素化しています。(救援物資等輸入申告書([PDF](#) / [Excel](#)))

(関税定率法第15条第1項第3号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第2号及び第3項第2号)

また、新型コロナウイルス感染症に係る救援物資等の輸出についても、簡易な様式で申告を行うことができます。

2. 税關手續の弾力的対応

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、感染の流行を早期に終息させるための重要事項として、テレワークや時差出勤の推進等を強く呼びかけることとしております。

このような状況を踏まえ、輸出入業者及び通關業者においてはテレワークが広く行われることが想定されることから、輸出入通關手續等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。

(1) 利便の良い税關官署での申告

新型コロナウイルス感染症対策のため、本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、あらかじめ税關に相談のうえ、利便の良い税關官署での輸出入申告を行うことができます。

(2) 原本を書面により提出又は提示する必要があるものに係る取扱い

輸出入申告の審査の際に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその審査の際に原本を提出又は提示することが難しい場合には、電磁的記録の提出によることができます(注)。

また、輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を提出又は提示することとされている書面について、新型コロナウイルス感染症の影響によりその期限内の提出又は提示が難しい場合には、その期限について、輸出入業者等の情報を勘案して税關が指定する日まで延長できます。

(注) 原本の提出又は提示については、輸出入業者等の情報を勘案して税關が指定する日までに行っていただきます。

(3) 通關業者の在宅勤務等

通關業者の在宅勤務等の取扱いについては、「[通關業務の在宅勤務の開始手續の見直し等について](#)」をご覧ください。

(4) その他

上記のほか、以下のような対応を行っています。詳しくは、最寄りの税關官署にご相談ください。

- 原産地証明書等の提出猶予の期限の弾力的運用
(※具体的な取扱い等は、[原産地規則ポータル](#)をご確認ください。)
- 納期限延長に係る担保の柔軟な取扱い

財務省税關局・税關の組織

- ▶ [財務省税關局・税關の紹介](#)
- ▶ [税關所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)

施設等機関

- ▶ [税關中央分析所](#)
- ▶ [税關研修所](#)

税關政策・税關行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価（税關局・税關関連）](#)
- ▶ [国際機関（WTO・WCO）](#)
- ▶ [地域協力（APEC）](#)
- ▶ [経済連携協定（FTA/EPA）](#)
- ▶ [税關相互支援協定（CMAA）](#)

税關手続き

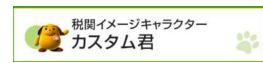
- ▶ [手続案内「e-Gov（イーガブ）」](#)
- ▶ [各種様式及び記載要領](#)

その他

- ▶ [情報公開・個人情報保護](#)
- ▶ [パブリックコメント](#)
- ▶ [調達情報](#)
- ▶ [税關関係用語集](#)
- ▶ [よくある質問](#)
- ▶ [リンク](#)
- ▶ [お問合せ](#)

税關のPR活動

-  [税關Facebookページ](#)
-  [税關Twitter](#)
- ▶ [税關Twitterガイドライン](#)
-  [税關チャンネル](#) 



税関のPR活動

税関イメージキャラクター
カスタム君

> 税関Twitterガイドライン

関税局・税関について	全国の税関	法令・政策等について調べたい	水際取締について調べたい	貿易統計について調べたい	AEO制度について調べたい
税関TOP	函館	所管法令等	水際取締トップ	貿易統計トップページ	AEO制度トップ
関税局・税関の組織	東京	審議会・研究会	水際取締対策	貿易統計検索	AEO承認（認定）を受けるには
関税中央分析所	横浜	政策一覧	輸出入禁止・規制品目	統計表一覧	AEO事業者専用ページ
税関研修所	名古屋	経済連携協定(EPA/FTA)	知的財産侵害物品の取締り	報道発表資料（貿易統計）	認定事業者
採用情報	大阪	TPPお役立ち情報		よくある質問（貿易統計）	各制度のメリット
通関士試験	神戸	（内閣官房TPP等政府対策本部）			相互承認
広報・報道関係	門司	スマート税関構想2020			広報資料
税関チャンネルの紹介	長崎	政策評価			AEO制度に関するFAQ
税関150周年特設サイト	沖縄	事前報告制度			AEO制度に関するお問合せ先
その他					
海外旅行の手続きを知りたい	輸出入の手続きを調べたい	品目分類について調べたい	原産地規則について知りたい	関税評価を調べたい	税関手続FAQを確認したい
海外旅行の手続きトップ	輸出入の手続きトップ	品目分類ページトップ	原産地規則ポータル	関税評価ポータル	カスタムスアンサー（税関手続FAQ）
出国時の税関手続		実行関税率表	原産地規則とは	課税価格の計算方法	輸入通関
入国時の税関手続		関税率表解説・分類例規	協定・法令等	評価申告制度の概要	輸出してはならない貨物
入国旅客等の関税等のキャッシュレス納付		関税分類コンテンツを調べる	原产地証明手続	関税評価の事前教示	個人輸入通関
		事前教示回答（品目分類）を調べる	事前教示	事後確認	経済連携協定
			関税評価用語等解説	品目別原産地規則の検索	輸出通関
			輸出相談（自己申告制度）	輸入貨物の関税評価事例	国際郵便物の通関
			パンフレット・お知らせ	外国為替相場（課税価格の換算）	携帯品・別送品の通関
			お問合せ・その他のリンク		通関士試験
					その他

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省税關局)

> 財務省案内図

